

## 2-1 短時間労働者への適用拡大等に関連する主要な政府方針、提言等

○社会保障改革大綱（平成13年3月30日 政府・与党社会保障改革協議会）

「社会保障制度について、パートタイマー等雇用形態の多様化に対応した制度の見直し、女性の就労など個人の選択に中立的な制度への見直しを進める。」

---

○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日 閣議決定）

「パートタイム労働者、派遣労働者については、年金保障が十分でないなどの指摘があり、年金適用の在り方を見直していく。」

---

○重点6分野に関する中間とりまとめ（平成13年7月24日 総合規制改革会議）

「就労形態の多様化に対応し、・・・年金・医療保険においては、パート労働者に対する適用を拡大することについて早急に検討するとともに、派遣労働者についても適用の実態等を把握の上、運用面の改善も含め、必要な対応について早急に検討すべきである。」

---

○規制改革の推進に関する第一次答申（平成13年12月11日 総合規制改革会議）

「就労形態の多様化に対応した社会保険制度の改革等を速やかに検討する必要がある。・・・年金・医療保険においても、パートタイム労働者への適用拡大について早急に検討すべきである。派遣労働者については・・・適用基準の明確化等を行うことについて早急に検討を進めるべ

きである。」

○女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会報告（平成13年12月14日）

「就業形態の多様化が進展する中で、多くの女性が多様な形態での就労を通じて自らの年金保障の充実を図ることができるようにするとともに、年金制度の支え手を増やすという観点から、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、拡大を図る方向で、様々な論点について検討していくべきである。」

○パートタイム労働研究会中間とりまとめ（平成14年2月5日）

「厚生年金の適用について、被用者にふさわしい年金保障の確立、とりわけパートが多い女性に対する年金保障の充実という観点から企業行動や労働市場への影響・効果、年金財政への影響等を踏まえつつ、適用拡大を行う方向で検討を進める・・・ことが重要と考えられる。」

○ワークシェアリングに関する政労使合意（平成14年3月29日）

「短時間労働者に対する社会保険適用のあり方については、平成16年に行われる次期年金制度改正に向け、厚生年金保険の適用拡大について引き続き検討を行う。医療保険についても、検討を行う。」

○年齢にかかわらず働ける社会に関する有識者会議中間とりまとめ（平成14年6月）

「厚生年金は、原則として通常の労働者のおおむね4分の3以上の日数・時間以上働く労働者が加入することとされていることから、パートタイム労働者については適用を受けない者も少なくないが、就業形態の多様化に対応し、就業により中立的な仕組みにするという観点も踏まえ、次期年金制度改正に向け、その適用拡大について検討を行う必要がある。」

◎経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（平成14年6月25日閣議決定）

「厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第3号被保険者制度のあり方について見直す。」

◎パートタイム労働研究会とりまとめ（平成14年7月）

「厚生年金の適用について、被用者にふさわしい年金保障の確立、とりわけパートが多い女性に対する年金保障の充実という観点から企業行動や労働市場への影響・効果、年金財政への影響等を踏まえつつ、適用拡大を行う方向で検討を進める・・・ことが重要と考えられる。」

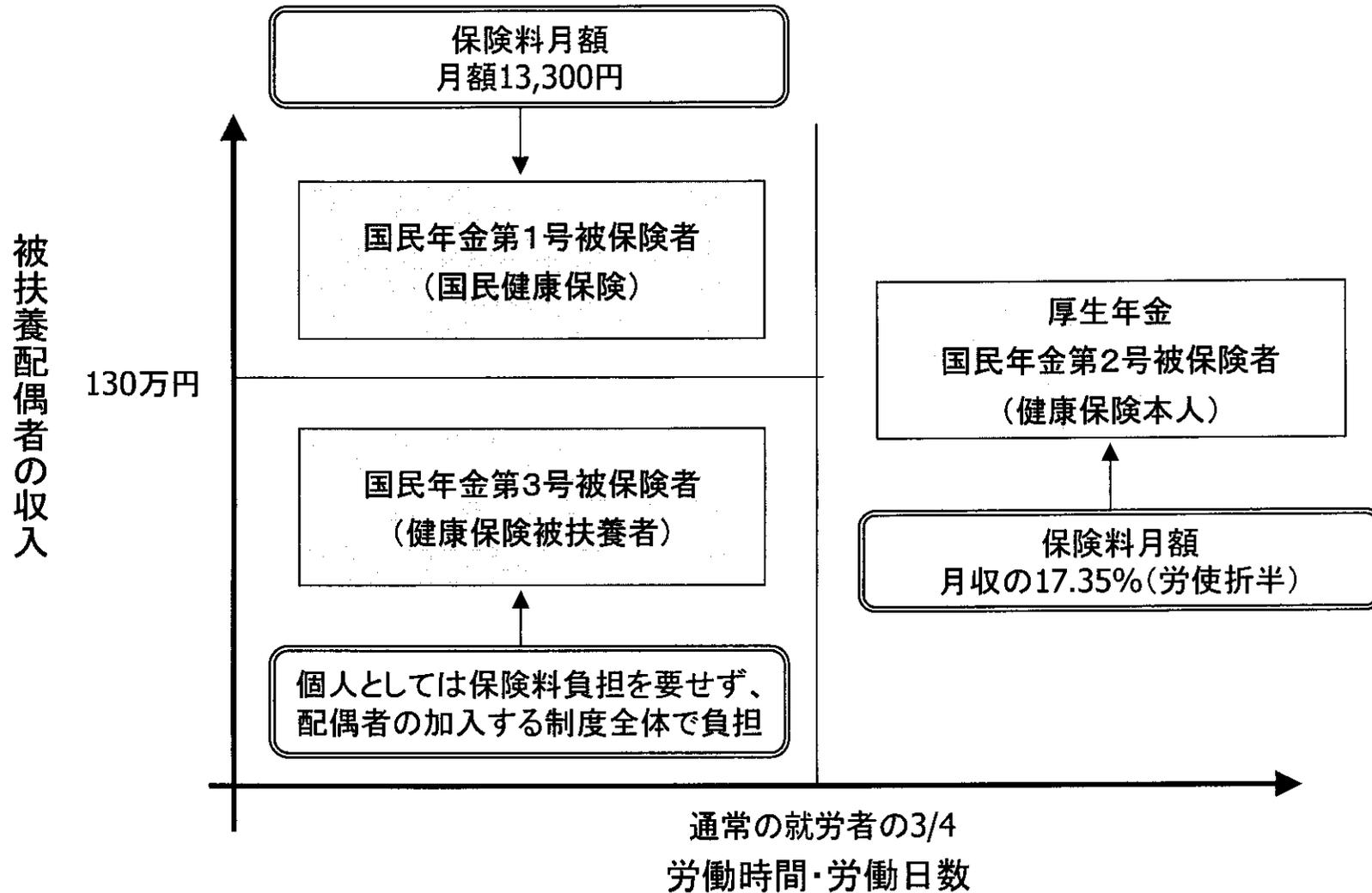
◎雇用政策の課題と当面の課題（平成14年7月 雇用政策研究会）

「多様な働き方のいずれを選択しても公平な負担の下に雇用者にふさわしい保障を受けることができるようにするため、社会保障制度等について所要の見直しを行う必要がある。・・・医療、年金などの社会保険についても、それぞれの制度趣旨に照らし、短時間労働者等への適用拡大に前向きな取組を期待するものである。」

「これらの取組は、労働時間の短縮というワークシェアリングの手法を活用し、多様な働き方を適切に選択できるようにするための環境整

備を社会全体で進めていくという「多様就業型ワークシェアリング」の普及にも関わる問題であり、具体化に向け更に検討を深めていくべきである。」

## 2-2 年金保険(医療保険)における被保険者の区分について



※保険料負担は年金関係のみを記述

## 2-3 諸外国における短時間労働者に対する適用

### ○アメリカ [2000年]

収入を有する者については、雇用形態の如何を問わず適用。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年780ドル [85,020円] 以上の収入について行われる。)

### ○イギリス [2001年]

週72ポンド [11,797円] 未満の被用者(と年収3,955ポンド [648,007円] 未満の自営業者)は強制加入が免除

※週72ポンド→年換算(52倍)すると3,744ポンド [613,436円] に相当

### ○ドイツ [2000年]

月収630マルク [32,100円] 未満かつ週の労働時間が15時間未満である場合は任意加入。

なお、加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される(通常、保険料率は19.10%(労使折半))。

※月収630マルク→年換算(12倍)すると7,560マルク [385,200円] に相当

### ○スウェーデン [2000年]

申告対象となる所得(年間8,952クローネ [105,358円] 以上)を有する者は、強制加入(保険料率17.21%(本人7%, 事業主10.21%))

なお、年1,000クローネ [12,000円] 以上の所得のある被用者については、保険料の事業主負担が賦課される。

(注)日本円への換算レートには、日本銀行が発表している裁定相場の年平均レート(2000年)を使用。